

動物愛護部会（第44回）資料4に対する主な指摘事項

<p>動物愛護部会（第44回）資料4 動物愛護管理をめぐる主な課題とキーワード (たたき台)</p>	<p>動物愛護部会（第44回）での主な指摘</p>
<p><b>① 飼い主責任のあり方</b></p> <p>マイクロチップ等の所有明示や逸走防止対策等(法第7条関係)／近隣生活環境被害(吠え声、臭い等)／多頭飼育等の不適正飼養への対応／災害時の同行避難に備えた適正飼養等</p> <p>[説明]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 第7条には様々な飼い主責任が規定されているが、どのような課題があるのか。</li> <li>● 生活環境被害の観点。大型犬が騒音並の大きな声でなく、臭いといったことに対して飼い主がきちんと管理をしないとイケないが十分にできているのか。</li> <li>● 多頭飼育問題。自治体の現場では動物取扱業の問題よりも頭を悩ませている。飼育している人を見ると、社会福祉施策との連携が必要。社会全体で考えていくことも必要ではないか。</li> <li>● 災害時に同行避難も、普段から予防接種やクレートトレーニングなどをしっかりやっておいていただかないと避難所に施設を作っても預かれない。</li> <li>● その他にも飼い主責任は課題がたくさんある。</li> </ul>	<p><b>【適正飼養の考え方、目標、ガイドライン等の明示】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 「適正飼養」は言葉だけでは理解されない。具体的な目標を国で作れないか（5年後までに、ペットと一緒に電車やバスに乗れるようにする等）</li> <li>➤ 適正飼養を実現するためのステップとして、不適正なものは何なのかということをしつづつ詰めていったら良い。</li> <li>➤ 自治体が飼い主に指導する際に、こういう風に飼いなさいと言えるような具体的なガイドラインが必要。</li> <li>➤ 飼い主責任は、ほとんど個人の飼い主のことが書いてあるけど、動物取扱業者も実験動物飼養者もみんな飼い主であり、飼い主責任は本来的にはみんなにかかる。飼い主責任は大きく捉えるべき。</li> <li>➤ 適正飼養については、その考え方をしっかり示し、一般の飼い主、事業者の人は、その考え方の中で創意工夫していくことが非常に重要。まず、考え方を示す、そして取組を推奨するということが重要。</li> </ul> <p><b>【適正飼養の普及手段】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 近隣生活環境被害を防ぐために、飼い主がしっかりしつけをするため、何か体系的に教える場や推奨はあるのか。</li> <li>➤ 日本は、ほとんどが小型犬になっているので、一定のしつけや不妊・去勢をしたら、公団や公営の住宅でも飼えるといったインセンティブでもないと、誰もしつけをしないのではないのか。</li> </ul> <p><b>【多頭飼育対策】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 多頭飼育問題は、人間の専門家（ソーシャルワーカーやPSW（精神保健福祉士）等）が入らないとどうしようもないケースがほとんど。そうした専門家の人材育成の過程で、現場で動物と遭遇したらどうするかなど動物に関する情報提供が必要。</li> </ul> <p><b>【災害時の備え】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 災害時の同行避難がペット偏重。学校飼育動物についても何かがあったときに誰がどうするという対策が現状では取られていない。実験動物、動物園動物も同様。</li> </ul>
<p><b>② 動物取扱業に求められる役割と今後のあり方</b></p> <p>幼齢規制／マイクロチップ／飼養施設・設</p>	<p><b>【動物園動物等への対策】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 日本でのペットの殺処分に対する海外の団体からの批判はない。外国人が問題にするのは、日本の動物園の飼育</li> </ul>

<p>備の管理や動物の適正飼養のあり方／動物取扱業に求められる飼い主教育／第二種動物取扱業のあり方等</p> <p>[説明]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 幼齢規制、マイクロチップ装着義務化、飼養施設や設備の基準の明確化（数値基準）、これは動物の飼い方、適正飼養のあり方とセットで議論すべきことだが、これらの明確化をさらに進めていく必要がある。</li> <li>● 動物取扱業・ペットショップにおける飼い主教育など業者が果たすべきプラスの役割は何か。</li> <li>● 第2種動物取扱業（民間シェルターや自治体の公園）についても改善が必要との意見を聞く。</li> </ul>	<p>状況の悪さ。</p> <p>➤ 動物園以外では、専門学校、補助犬の訓練施設などに対しても動物取扱業の厳しい規制を課していくことを早急に行うべき。</p>
<p><b>③ 行政機関が果たすべき役割、民間との連携のあり方</b></p> <p>犬猫の引取り・返還譲渡・殺処分／所有者不明の犬猫対策／民間との連携・役割分担／大規模災害時のペット受入れ体制／小学校等での教育活動／普及啓発等</p> <p>[説明]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 殺処分ゼロや適正譲渡について、殺さないことを優先するあまり、無理な譲渡をして咬傷事故が起こっていると聞く。</li> <li>● 動物の保護・譲渡は、海外は民間事業であるのに対して、日本は公共が行っており、さらに海外では野良犬野良猫は対象外なのに、日本はそれらを保護して譲渡に回そうとしている。</li> <li>● 行政に求められる役割は多々あるが、一方で限られた行政資源という制約があり、何に優先順位をつけていくべきか。</li> </ul>	<p><b>【自治体の実情を踏まえた対応】</b></p> <p>➤ 都市型か農村型かで自治体の状況は大きく異なる。地方分権の時代なので、法律で一律に決めるといよりは、自治体の条例や自由な判断に任せる。それを国は支援する。そのような国と自治体の役割についてもきちんと議論する必要がある。</p> <p>➤ 今ある法律でもできることができていないところがある。法律をもっと効率的に運用していける体制等も考えなければ、法改正しても結局、実施できませんということになってしまう。</p> <p><b>【飼育しやすい環境づくりに向けての横断的施策】</b></p> <p>➤ 飼い主責任といいながら、東京都市部では犬の訓練、しつけができる場所すらない。環境省、国土交通省、文部科学省、厚生労働省といった縦割りでどう横断的にやっていくかを考えなければいけない。</p> <p><b>【小学校での動物教育】</b></p> <p>➤ 動物愛護を長い目線でみて、子供たちが小学校で動物とふれあう活動なども検討してほしい。</p>
<p><b>④ 社会的規範としての動物の愛護及び管理の考え方</b></p> <p>動物観の再確認（動物は命かものか）／日本と西洋の動物観・生命観の違いの理解／客観性・普遍性が高く、日本の風土・社会状況を踏まえた考え方／実験動物等の取扱</p>	<p><b>【アニマルウェルフェア】</b></p> <p>➤ 西洋と日本の動物に対する考え方の違いはあるが、そろそろ、文化論を取り除いて、国際的なスタンダードを単刀直入に扱う時代になっている。OIEやOECDでキーワードになっているアニマルウェルフェアについて、動物愛護管理法を考える際に、その流れを取り込んでい</p>

<p>い等</p> <p>〔説明〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 基本指針で、社会的規範としての動物愛護管理の考え方をこれから形成していかなければならないと記している。</li> <li>● 動物に対する人々の考え方（動物は命か物かというギャップをどう乗り越えるか）、人と動物の関わりの哲学の明確化が必要。</li> <li>● 海外の仕組み・制度に倣えというのであれば、その前提として海外と日本の生命観・動物観の違いをわきまえておくことが必要。</li> <li>● そのあたりがはっきりしないことが実験動物等と動物愛護管理法の関係性に曖昧なところが残る要因かもしれない。</li> </ul>	<p>くべき。</p> <p><b>【様々な動物に関心をもてる国民性の育成】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 犬や猫だけは大切にするのに、自分たちの地域の動物園で終生飼養される動物には目を向けない動物愛好家が多すぎる。そうした動物に関しても配慮を持てる市民性、国民性を育てていくことが必要。</li> </ul> <p><b>【科学と心情のバランス】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 科学的知見だけでなく、文化として社会が容認していることなど心情も加味してやっていくべき。</li> </ul>
<p><b>⑤ 「人と動物が共生する社会」の将来ビジョン</b></p> <p>社会経済動向とペット産業や保護団体の将来ビジョン／多様な主体の協働／業界と民間団体の連携／正確な情報の収集と共有等</p> <p>〔説明〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 法目的に追加された「人と動物が共生する社会」について、これまでじっくりと議論されたことがない。これから考えていくことが必要。</li> <li>● 多様な主体の役割、飼い主、自治体、動物取扱業、愛護団体、いろんな主体の協働によって取り組むべきことが多い。</li> </ul>	<p><b>【動物が社会の中で果たすプラスの役割】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 将来ビジョンでは、動物がアニマルセラピーや高齢者の介護の現場で使われるという、積極的な役割を果たす観点はあるか。</li> </ul> <p><b>【人と動物の適正な距離の啓蒙】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 人と動物が共生する社会の目指す社会においては、動愛法では、愛玩動物だけでなく、野生動物、補助犬、作業犬などとかそういうものも考えていかないといけないし、動物を飼っていない人たちの方が人数は圧倒的に多いので、この人たちと動物との適正な距離、動物と共生する社会はどういうものかを啓蒙していかないといけない。</li> <li>➤ 飼い主になんらかの知識の習得を義務化する必要があるか否か。飼っていない人にも公衆衛生を含めた適正な距離の取り方（怖がりすぎないが、近寄りすぎない）を（身につけてもらうことも）含めて考えていく必要がある。</li> </ul> <p><b>【情報の共有】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 動物愛護に関して重要な情報が分断されている。どこかでうまくリンケージが作れるような体制を考えるべき。動物取扱業者が説明義務を負っていても聞く方が知らんぷりでは意味がない。買い主も説明を聞く努力義務くらいはあってよい。適正飼養が何か明確でなければ、説明もできない。こうした議論が今後必要であり、その中で横断的課題も浮かび上がってくる。</li> <li>➤ 動物愛護に関する情報はどこに行ったらそれが見られる</li> </ul>

	<p>のか分からない状況にあるので、シンポジウムなどで社会にどんどん発信していくことは非常に重要。</p> <p><b>【科学的データの蓄積】</b></p> <p>➤ どこかで議論をして決めないといけないとした場合、感情と感情がある中で、議論を何に基づいてやるかといえ、科学的データが非常に重要な役割を果たす。環境省として、議論のもとになる科学的データを積極的に集め、公表していくことが非常に重要。</p>
<p>その他</p>	<p><b>【議論のあり方】</b></p> <p>➤ 法改正時のみに議論をするのではなく、平時から動物を取り巻く社会問題があれば、会議を積み重ねていくべき。</p> <p><b>【議員立法の透明性の確保】</b></p> <p>➤ 国民の価値観を反映して政策の大枠を定める理念法を作っていたとというのが議員立法の一番大きな役割。しかし、今の動愛法は、違反すれば刑事罰も与えるような緻密な行政運営に関わる、裁判にも用いられる法律になっている。だとすれば、法改正のプロセスに透明性がなければならないのに、議員立法だと議事録がなく、細かなところが分からない。政策改正のプロセスが後から誰でも見られる、論文で書けるくらいの透明性を確保することは、国会議員に課せられた使命である。</p>